

道府縣名	病床		計	人口		計
	傳染病々院、隔離病舎及隔離所	其ノ他一般醫療ニ使用セララル、モノ		一	萬人	
道府縣名	八、一、五、五、一	一、三、九、八、二、八	二、二、一、三、七、九	一一、三、三、二	二、一、一、二	三、三、四、四
鹿兒島	四〇	八、一、六	八、五、六	二、五、七	五、二、四、二	五、四、九、九
沖繩	二、二	七、八、八	八、一、〇	三、七	一、三、四、一	一、三、七、八
合計	八、一、五、五、一	一、三、九、八、二、八	二、二、一、三、七、九	一一、三、三、二	二、一、一、二	三、三、四、四

三、醫師、齒科醫師、藥劑師、賣藥業者及産婆の數並分布

衛生局の調査に依れば昭和十一年末現在に於て、診療を擔當する醫師五三、一八〇人、齒科醫師一九、二四〇人、藥劑師一七、六一一人、賣藥請賣業者二三三、〇九五五人、産婆六〇、九六七人である。

市町村別醫師齒科醫師數其他の調

年次	醫師			齒科醫師			藥劑師			賣藥製			賣藥請			賣藥行			産婆		
	市	町	村	市	町	村	市	町	村	者	造	業	業者	商	者	市	町	村	計		
昭和五年末	一九、〇三三	二、九三三	三、七四五	六、八二五	九、四三三	二、八二四	七、五四〇	四、三六六	九、八八二	二、四三三	三、九三三	二、四二一	七、九三三	三、三〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	
同 六年末	一九、七三三	三、〇三三	三、八三三	七、三六六	九、八三三	三、〇三三	七、四三三	四、四三三	九、九三三	二、五三三	四、〇三三	二、五三三	八、〇三三	三、四三三	三、〇三三	三、〇三三	三、〇三三	三、〇三三	三、〇三三	三、〇三三	
同 七年末	二〇、七三三	三、一三三	三、九三三	七、七三三	一〇、〇三三	三、一三三	七、五三三	四、五三三	一〇、〇三三	二、六三三	四、一三三	二、六三三	八、一三三	三、五三三	三、一三三	三、一三三	三、一三三	三、一三三	三、一三三	三、一三三	
同 八年末	二一、七三三	三、二三三	四、〇三三	八、一三三	一〇、五三三	三、二三三	七、九三三	四、九三三	一〇、五三三	二、七三三	四、二三三	二、七三三	八、二三三	三、六三三	三、二三三	三、二三三	三、二三三	三、二三三	三、二三三	三、二三三	
同 九年末	二二、七三三	三、三三三	四、一三三	八、五三三	一〇、九三三	三、三三三	八、三三三	五、三三三	一一、〇三三	二、八三三	四、三三三	二、八三三	八、三三三	三、七三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	
同 十年末	二三、七三三	三、四三三	四、二三三	八、九三三	一一、三三三	三、四三三	八、七三三	五、七三三	一一、三三三	二、九三三	四、七三三	二、九三三	八、七三三	三、八三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	
同 十一年末	二四、七三三	三、五三三	四、三三三	九、三三三	一二、七三三	三、五三三	九、一三三	六、一三三	一二、七三三	三、〇三三	五、一三三	三、〇三三	九、一三三	四、一三三	三、五三三	三、五三三	三、五三三	三、五三三	三、五三三	三、五三三	

(一) 醫師

昭和十一年末現在に於て診療に従事する醫師數は五三、一八〇人にして、人口一萬人に付醫師七・五七の割合になつてゐる。之れを市、町、村別に分けて觀察する時は、其の分布狀況は、診療所分布の狀況と同様非常な差違がある。

(イ) 市町村別分布

昭和十年末現在に於て市の醫師數二八、八六一人(人口一萬人に付二・八)なるに對し、町の醫師數一〇、七二七人(人口一萬人に付七・七)人の醫師數一二、〇〇九人(人口一萬人に付三・七)にして割合に於て村は市の三分の一にも達せざる状態である。  
昭和五年に於ける状態と比較すれば左の如くである。

年次	人口一萬人當醫師數			市	町	村	平均
	市	町	村				
昭和五年	二・八	七・七	三・七	二・三	八・五	四・〇	七・一
昭和十年	二・八	七・七	三・七	二・八	七・七	三・七	七・五

(ロ) 道府縣別分布

人口一萬人に付醫師數を道府縣別に比較すれば、東京府一四・八四最も多く、京都府一四・二三、大

阪府一〇・二九之れに次ぎ、最も少きは沖繩縣三・一四にして、福島縣四・五〇、茨城縣四・五三之れに次ぎ、更に市、町、村毎に觀察すれば市部に於て最も多きは千葉縣三一・六五にして石川縣二六・一一、宮城縣二一・九八之に次ぎ、最も少いのは長崎縣の六・〇八にして神奈川縣七・九六、和歌山縣八・一九之に次ぎ、町に於て最も多いのは石川縣一一・八八にして、東京府一〇・八八、滋賀縣一〇・一八之れに次ぎ、最も少きは沖繩縣四・九七、村に於ては最も多きは島根縣六・一〇にして、山口縣五・八九、佐賀縣五・四七之れに次ぎ、最も少きは福島縣、沖繩縣各々一・八四である。

道府縣及市町村別醫師數 (昭和十年末現在)

道府縣別	人			員			人口一萬人 = 付醫師數		
	市	町	村	計	市	町	村	平均	
北海道	九一二	三八八	五七〇	一、八七〇	一一・三三	五・三八	三・七〇	六・〇九	
青森	二九五	一四〇	一一二	五五七	一四・六二	七・六七	二・〇九	五・七六	
岩手	一一〇	二一三	一五七	四九〇	一七・三六	九・〇一	二・一二	四・六八	
宮城	五五六	二七六	一七六	一、〇〇八	二一・九八	九・四五	二・五五	八・一六	
秋田	九四	三〇五	一四四	五四三	一五・四八	八・四九	二・三三	五・二三	
山形	二〇七	一三九	一九七	五四三	一〇・九三	六・五五	二・七五	四・八六	
福島	一九三	三二一	一九七	七一一	一二・九二	八・八四	一・八四	四・五〇	
茨城	九七	三二二	二八三	七〇二	一〇・四四	七・六二	二・六六	四・五三	
栃木	一六七	二六一	一八〇	六〇八	一二・二九	七・一七	二・五九	五・〇九	
群馬	二五三	二三五	一六七	六五五	一一・一一	八・五四	二・二六	五・二七	

道府縣別		人			員			人口一萬人 = 付醫師數		
道府縣別	市	町	村	計	市	町	村	平均		
千葉	一六八	三五四	二五六	七七八	九・八三	九・八七	二・五六	五・〇九		
東京	四八二	四五六	二七九	一、二一七	三一・六五	八・〇一	三・三八	七・八七		
神奈川	九、一九〇	一一九	一一三	九、四五二	一五・四八	一〇・八八	四・一七	一四・八四		
新潟	八六〇	二九八	一四五	一、三〇三	七・九六	九・〇七	三・三六	七・〇八		
富山	四三三	三三九	四一一	一、二〇三	一七・二一	七・五一	三・二一	六・〇三		
石川	四二八	一七二	一五一	四六六	一〇・一七	八・七一	三・二八	五・八三		
福井	一〇一	一三八	一七二	四一一	一三・四二	一〇・一三	三・九五	六・三六		
山梨	一一二	二五一	一七六	三六四	一五・四八	七・八四	三・六一	五・六三		
長野	二二二	二六一	四二八	八九一	一一・三九	九・二三	三・四一	五・二〇		
岐阜	一八九	二六七	二二三	六七九	一〇・六二	七・五八	三・二一	五・五四		
静岡	四八四	三八一	三五七	一二二二	一〇・八七	七・七〇	三・五七	六・三〇		
愛知	一、一五二	四二〇	二七二	一、八四四	八・七〇	四・九九	三・九〇	六・四四		
三重	一九六	二〇四	三四八	七四八	九・二二	八・四五	四・八一	六・三七		
滋賀	七〇	一五〇	一八六	四〇六	九・八五	一〇・一八	三・七八	五・七一		
京都	二、〇八五	一七六	一六二	二、四二三	一九・三一	八・五五	三・九〇	一四・二三		
大阪	三、六五五	四三八	三二八	四、四二一	一一・五三	九・九五	四・七八	一〇・二九		
兵庫	一、三七三	三九四	六三八	二、四〇五	一一・三八	七・八七	五・二五	八・二三		
奈良	四七	一三五	一四三	三二五	八・四〇	七・一四	三・八一	五・二四		
和歌山	一九八	一二九	一五七	四八四	八・一九	六・八〇	三・六三	五・六〇		
鳥取	九一	七八	一〇九	二七八	一一・一〇	九・五一	三・三四	五・六七		
島根	六四	七八	一〇九	二七八	一二・三〇	八・九四	六・一〇	七・〇五		
岡山	三九四	二五〇	三二四	九六八	一六・六四	七・一七	四・三四	七・二六		

道府縣別	人口一萬人ニ付醫師數			市	町	村	平均	
	市	町	村					
道府縣別	市	町	村	計	市	町	村	平均
廣島	五八五	二二八	四六〇	一、二七三	九、二八	七、二五	五、三五	七、〇五
山口	二七一	二〇〇	三五七	八二八	九、七九	六、五〇	五、八九	六、九五
徳島	一五八	一八六	一八九	五三三	一六、二九	七、八一	四、八一	七、三一
香川	一七三	一一三	一六六	四五二	一四、八六	七、〇四	三、五二	六、〇四
愛媛	二二九	一七三	二五九	六六一	一〇、六四	七、九五	三、五四	五、六七
高知	一五三	一一〇	二〇〇	四七三	一四、七九	七、三七	四、四六	六、六二
福岡	九五三	三七一	五四五	一、八六九	八、二六	七、二六	五、〇〇	六、七八
佐賀	一〇九	七四	二六六	四四九	一三、四二	六、二四	五、四七	六、五四
長崎	二三四	一七四	二七九	六八七	六、〇八	六、五〇	四、三三	五、三〇
熊本	三一八	二五一	三八四	九五三	一六、九八	八、四四	四、二六	六、八七
大分	二〇五	一八九	二七六	六七〇	一三、二八	八、〇一	四、六八	六、八三
宮崎	一六六	一一五	一三八	四一九	一〇、五三	五、五九	二、九九	五、〇八
鹿兒島	一七七	三七一	三一〇	八五八	九、七四	五、九八	三、九三	五、三九
沖繩	七三	三一	八二	一八六	八、六四	四、九七	一、八四	三、一四
計	二八、八六一	一〇、七二七	一二、〇〇九	五一、五九七	一二、七七	七、六七	三、六八	七、四五

備考 本表の醫師は診療に従事するもののみである。

ハ) 無醫町村數及人口

醫師の在住せざる町村數は昭和十一年五月末現在衛生局調査に依れば三、二四三町村に達し、全國の町

村數の約三割に相當し、此等無醫町村の總人口は八、一六七、九五七人にして町村人口の一割八分に當つて居る。更に此等無醫町村に於て醫療を受くる場合最寄醫師までの距離(町村役場を起點)を調査せるものに依ると、一里未滿のもの一、八二四町村、二里未滿のもの一、〇七五町村、二里以上のもの三四四町村である。又一里以上ある町村の人口は三、六五〇、四六三人にして町村人口の八分に當つてゐる。道府縣別に無醫町村數の町村數に對する割合を見るに、最も多きは福島縣にして町村數四〇四の内無醫町村は二二二、其の割合五割二分に當り、山梨縣四割九分、富山縣四割七分、鳥取縣四割五分等之に次ぎ、割合の少きは鹿兒島縣の七分にして佐賀縣、宮崎縣、福岡縣等之れに次ぐ。

無醫町村(醫師の常住せざる町村)に關する調査 (昭和十一年五月末現在) (内務省衛生局調)

道府縣別	町村數	無醫村(醫師の常住せざる村)ノ數	割合	町村役場ヨリ最寄醫師マデノ距離			同上ノモノノ總人口	無醫町村ノ總人口
				一里未滿ノモノ	一里以上ノモノ	計		
北海道	二五	二	七%	四	三	三	一九、五五	三六、〇三
青森	一四	五	三六%	六	三	三	二八、四二	三四、三三
岩手	三六	五	一三%	六	三	三	一五、六一	二九、一九
宮城	一〇〇	六	六%	三	四	三	二五、九七	三九、七六〇
秋田	三三	二	六%	三	二	三	一五、九六	二四、八三
山形	三三	八	二四%	三	二	三	一五、九六	三〇、四三

道府縣別	町村數	無醫師ノ村數	合	町村役場ヨリ最寄醫師マデノ距離	同上ノ一里以上ノ村ノ總人口	無醫師ノ村ノ總人口
京都府	232	8	224	50	55,195	142,336
大阪府	228	5	223	50	16,909	115,606
兵庫縣	150	4	146	3	17,505	102,092
奈良縣	111	3	108	1	63,736	150,163
和歌山縣	111	3	108	1	47,537	127,250
鳥取縣	111	3	108	1	59,882	104,848
島根縣	111	3	108	1	107,197	105,551
岡山縣	111	3	108	1	69,197	163,333
廣島縣	111	3	108	1	17,395	41,295
山形縣	111	3	108	1	39,546	64,139
徳島縣	111	3	108	1	27,123	44,921
香川縣	111	3	108	1	66,599	197,141
愛媛縣	111	3	108	1	43,098	96,008
高松縣	111	3	108	1	18,081	73,758
福岡縣	111	3	108	1	13,255	33,330
佐賀縣	111	3	108	1	35,330	41,218
熊本縣	111	3	108	1	15,253	22,012
大分縣	111	3	108	1	75,881	93,822
宮崎縣	111	3	108	1	27,999	27,999
鹿兒島縣	111	3	108	1	50,753	54,445
沖繩縣	111	3	108	1	10,467	43,859
計	2,149	11	2,138	11	3,650,433	8,167,957
					(平均一村) 2,573	(平均一村) 2,525

道府縣別	町村數	無醫師ノ村數	合	町村役場ヨリ最寄醫師マデノ距離	同上ノ一里以上ノ村ノ總人口	無醫師ノ村ノ總人口
福井縣	104	1	103	1	277,639	550,948
茨城縣	104	1	103	1	175,428	438,458
栃木縣	104	1	103	1	75,330	181,211
群馬縣	104	1	103	1	200,888	300,688
埼玉縣	104	1	103	1	104,698	391,430
千葉縣	104	1	103	1	73,779	200,256
東京都	104	1	103	1	26,203	90,263
神奈川県	104	1	103	1	43,739	110,458
新潟縣	104	1	103	1	81,539	388,820
富山縣	104	1	103	1	71,036	254,584
石川縣	104	1	103	1	49,110	135,368
福石縣	104	1	103	1	65,633	133,476
山梨縣	104	1	103	1	19,751	200,778
長野縣	104	1	103	1	179,992	392,423
岐阜縣	104	1	103	1	27,662	277,904
静岡県	104	1	103	1	35,767	153,106
愛知縣	104	1	103	1	19,483	64,853
三重縣	104	1	103	1	56,007	171,199
滋賀縣	104	1	103	1	34,992	106,068

(二) 齒科醫師

(イ) 市町村別分布

診療に従事する齒科醫數は、昭和十一年末現在に於て一九、二四〇人にして人口一萬人に付二・七四となつて居る。之れを昭和十年末に於て市、町、村の別に觀察すれば市在住一〇、九八二人、人口一萬人に付四・九に當り、町在住五、〇五二人、人口一萬人に付三・六の割合なるに對し、村に在住するものは二、三九四人、人口一萬人に付〇・七に當るに過ぎない。  
昭和五年に於ける状態と比較すれば左の如くである。

年次	人			員			人口一萬人當齒科醫師數			
	市	町	村	市	町	村	市	町	村	平均
昭和五年	六、八八二	五、九四六	二、二二八	一四、九五六	四・五	三・八	〇・六	二・三		
昭和十年	一〇、九八二	五、〇五二	二、三九四	一八、四二八	四・九	三・六	〇・七	二・七		

(ロ) 道府縣別分布及無醫町村

齒科醫師の分布狀況を人口一萬人に對する齒科醫師數の割合を以て道府縣別に比較すれば、東京府六・二九最も多く、大阪府三・六六、神奈川県三・四二之れに次ぎ、最も少きは沖繩縣〇・五九にして、岩手縣一・一七、鹿兒島縣一・三八之れに次ぎ、更に市、町、村の別に觀察すれば多少其の趣を異にし、市部に於て最も多きは島根縣八・四五にして東京府六・六三、秋田縣六・六〇之れに次ぎ、最も少きは沖繩縣二・

二五にして滋賀縣二・九六、長崎縣三・〇四之れに次ぐ。町に於ては埼玉縣五・六九最も多く長野縣四・九六、福島縣四・七九之れに次ぎ、最も少きは沖繩縣〇・九六、鹿兒島縣一・六八、宮崎縣二・二八之れに次ぎ、又村に於ては大阪府一・四〇最も多く福岡縣一・二九、佐賀縣一・二五之れに次ぎ、最も少きは秋田縣〇・一八にして岩手縣〇・一九、宮城縣福島縣各々〇・二〇之れに次ぐ。

齒科醫師の在住せざる町村は昭和九年三月末現在に於て八、一一三ヶ町村あり、町村總數の約七割に當る。之れを府縣別に觀察すれば岩手縣の九割一分最も多く福井縣八割九分、石川、富山兩縣八割五分之れに次ぎ、割合の少きは山形縣三割八分を最少とし、愛知縣三割九分、佐賀縣四割七分、鹿兒島縣五割等之れに次ぐ。

道府縣及市町村別齒科醫師數 (昭和十年末現在)

道府縣別	人			員			人口一萬人ニ付齒科醫師數			町村數	缺如町村	割合
	市	町	村	市	町	村	市	町	村			
北海道	三、五八	一、七七	一、五九	七、九四	二・五九	一・〇三	二・〇〇	二・七	二、一七	一、一	・五三	
青森	一、〇八	一、〇七	一、〇〇	三、一五	二・五三	一・八〇	一・八〇	一・六	一、一	一、一	・八三	
岩手	二、〇〇	一、七	一、四	五、一四	三・三三	一・九	一・七	一・七	一、一	三、四	・九	
宮城	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	三、〇〇	三・三三	一・〇	一・七	一・七	一、〇〇	一、一	・八〇	
秋田	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	三、〇〇	三・三三	一・〇	一・七	一・七	一、〇〇	一、一	・八〇	
計	一、七	一、七	一、七	五、一	二・五九	一・〇三	二・〇〇	二・七	二、一七	一、一	・六	

道府縣別	市	町	村	計	市	町	村	平均	町村數	缺如町村	割合
京都府	1,300	1,577	96	1,573	4,166	3,577	1,400	3,666	2,281	1,394	81
大阪府	478	1,847	176	2,501	3,966	4,077	1,133	2,733	404	100	63
奈良府	22	77	30	139	397	407	80	274	150	100	67
和歌山府	9	77	30	116	397	407	111	299	221	100	73
鳥取府	2	77	30	109	397	407	111	299	221	100	73
島根府	2	77	30	109	397	407	111	299	221	100	73
岡山府	2	77	30	109	397	407	111	299	221	100	73
廣島府	2	77	30	109	397	407	111	299	221	100	73
山口府	2	77	30	109	397	407	111	299	221	100	73
徳島府	2	77	30	109	397	407	111	299	221	100	73
香川府	2	77	30	109	397	407	111	299	221	100	73
愛媛府	2	77	30	109	397	407	111	299	221	100	73
高松府	2	77	30	109	397	407	111	299	221	100	73
福岡府	2	77	30	109	397	407	111	299	221	100	73
佐賀府	2	77	30	109	397	407	111	299	221	100	73
長崎府	2	77	30	109	397	407	111	299	221	100	73
熊本府	2	77	30	109	397	407	111	299	221	100	73
大分府	2	77	30	109	397	407	111	299	221	100	73
宮崎府	2	77	30	109	397	407	111	299	221	100	73
鹿児島府	2	77	30	109	397	407	111	299	221	100	73
沖繩	2	77	30	109	397	407	111	299	221	100	73
計	10,923	5,053	2,194	18,170	4,666	3,677	1,733	2,777	1,194	81	71

道府縣別	市	町	村	計	市	町	村	平均	町村數	缺如町村	割合
滋賀府	2	9	6	17	296	388	81	160	197	151	76
三重府	16	9	6	31	506	400	89	230	336	255	76
愛知府	50	10	8	68	406	406	17	229	339	299	76
靜岡府	20	10	8	38	406	406	17	229	339	299	76
岐阜府	8	10	8	26	406	406	17	229	339	299	76
長野府	5	10	8	23	406	406	17	229	339	299	76
山梨府	5	10	8	23	406	406	17	229	339	299	76
福島府	5	10	8	23	406	406	17	229	339	299	76
石川府	8	10	8	26	406	406	17	229	339	299	76
富山府	1	10	8	19	406	406	17	229	339	299	76
新潟府	1	10	8	19	406	406	17	229	339	299	76
神奈川府	45	10	8	63	406	406	17	229	339	299	76
東京府	3,935	9	8	3,952	406	406	17	229	339	299	76
千葉府	9	10	8	27	406	406	17	229	339	299	76
埼玉府	10	10	8	28	406	406	17	229	339	299	76
群馬府	4	10	8	22	406	406	17	229	339	299	76
栃木府	4	10	8	22	406	406	17	229	339	299	76
茨城府	4	10	8	22	406	406	17	229	339	299	76
福島府	4	10	8	22	406	406	17	229	339	299	76
山形府	4	10	8	22	406	406	17	229	339	299	76
人口一萬人ニ付齒科醫師數	3.5	3.2	3.7	3.5	2.9	2.8	2.7	2.8	3.4	3.4	80
町村數	2	9	6	17	197	336	339	197	336	339	80
缺如町村	1	1	1	3	151	255	299	151	255	299	80
割合	7.1	8.2	5.0	6.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	80

備考 本表の歯科醫師は診療に従事するもののみである。

(三) 藥劑師

(イ) 市町村別分布

昭和十一年末現在に於ける藥劑師數は一七、六一一人にして人口一萬人に付二・五一となつて居る。之れを昭和十年末に於て市、町、村の別に觀察すれば市在住一一、七六六人、人口一萬人に付五・二、町在住三、五三五人、人口一萬人付二・五又村在住一、一二九人、人口一萬人に付〇・四に當つてゐる。昭和五年に於ける状態と比較すれば左の如くである。

年次	人			員			人口一萬人當藥劑師數		
	市	町	村	市	町	村	市	町	村
昭和五年	七、五四〇人	四、三八六人	九八八人	一二、九一四人	四・九人	二・八人	〇・三人	二・〇人	
昭和十年	一一、七七六	三、五三五	一、一二九	一六、四四〇	五・二人	二・五人	〇・四人	二・四人	
平均									

ロ 道府縣別分布及藥劑師の在住せざる町村

藥劑師の分布状況を人口一萬人に對する藥劑師數の割合を以て道府縣別に比較すれば、東京府六・二四最も多く、大阪府五・八三、京都府三・八二之れに次ぎ、最も少きは沖繩縣〇・一七にして岩手縣〇・四七、鹿兒島縣〇・五九之れに次ぐ。之れを更に市町村毎に觀察すれば、市に於ては熊本縣七・八四最も多

く、和歌山縣七・四一、大阪府七・一四之れに次ぎ、最も少きは沖繩縣〇・九五にして岩手縣一・三〇、青森縣一・六四之れに次ぎ、町に於ては奈良縣最も多く五・〇三にして滋賀縣四・九三、東京府四・六四之れに次ぎ、最も少きは沖繩縣〇・三二にして、鹿兒島縣〇・八一、宮崎縣の一・〇七之れに次ぎ、又村に於ては大阪府一・四九最も多く滋賀縣一・一六、東京府〇・九二之れに次ぎ、秋田縣〇・〇二、岩手縣〇・〇四は少き方にして沖繩縣には一人も在住しない。

藥劑師の在住せざる町村數は八、九九五にして町村數の七割九分に當り之れを道府縣別に觀察すれば左の如くである。

道府縣及市町村別藥劑師數

道府縣別	人			員			人口一萬人に付藥劑師數			町村數	缺如町村	割合
	市	町	村	市	町	村	市	町	村			
北海道	二七三	九	六	三三	一・六	一・四	二七	一七	〇	一七	〇	七
青森	九	三	〇	一〇	一・〇	一・七	一五	一五	一	一五	一	六
岩手	九	三	〇	一〇	一・〇	一・七	一五	一五	一	一五	一	六
宮城	六	三	〇	九	一・〇	一・七	一五	一五	一	一五	一	六
秋田	三	三	〇	六	一・〇	一・七	一五	一五	一	一五	一	六
山形	三	三	〇	六	一・〇	一・七	一五	一五	一	一五	一	六
福島	三	三	〇	六	一・〇	一・七	一五	一五	一	一五	一	六
計	一四	八	一	二二	二・〇	一・六	一七	一五	一	一五	一	六

備考 本表の薬剤師数は業務に従事するもののみである。

道府縣別	市	町	村	計	市	町	村	平均	町村數	缺如町村	割合
兵庫	4,500	1,450	1,570	7,520	3,800	2,800	4,000	2,667	404	255	71
奈良	3,000	1,900	1,500	6,400	2,900	2,000	3,000	2,633	150	93	61
和歌山	2,500	1,700	1,300	5,500	2,400	1,800	2,500	2,233	150	92	61
鳥取	2,000	1,300	1,100	4,400	2,000	1,500	2,000	1,833	150	92	61
島根	1,800	1,200	1,000	4,000	1,800	1,400	1,800	1,667	150	92	61
岡山	1,700	1,100	900	3,700	1,700	1,300	1,700	1,633	150	92	61
広島	1,600	1,000	800	3,400	1,600	1,200	1,600	1,600	150	92	61
山梨	1,500	900	700	3,100	1,500	1,100	1,500	1,500	150	92	61
徳島	1,400	800	600	2,800	1,400	1,000	1,400	1,400	150	92	61
香川	1,300	700	500	2,500	1,300	900	1,300	1,300	150	92	61
愛媛	1,200	600	400	2,200	1,200	800	1,200	1,200	150	92	61
高知	1,100	500	300	1,900	1,100	700	1,100	1,100	150	92	61
福岡	1,000	400	200	1,600	1,000	600	1,000	1,000	150	92	61
佐賀	900	300	100	1,300	900	500	900	900	150	92	61
長崎	800	200	100	1,100	800	400	800	800	150	92	61
熊本	700	100	100	900	700	300	700	700	150	92	61
熊谷	600	100	100	800	600	200	600	600	150	92	61
大宮	500	100	100	700	500	200	500	500	150	92	61
宮崎	400	100	100	600	400	200	400	400	150	92	61
鹿嶋	300	100	100	500	300	200	300	300	150	92	61
沖鹿	200	100	100	400	200	200	200	200	150	92	61
計	21,700	13,500	11,200	46,400	21,200	15,500	20,000	18,900	4,000	2,500	71

道府縣別	市	町	村	計	市	町	村	平均	町村數	缺如町村	割合
茨城	3,000	1,900	1,500	6,400	3,000	2,000	3,000	2,667	404	255	71
栃木	2,500	1,700	1,300	5,500	2,400	1,800	2,500	2,633	150	93	61
群馬	2,000	1,300	1,100	4,400	2,000	1,500	2,000	2,633	150	92	61
埼玉	1,800	1,200	1,000	4,000	1,800	1,400	2,000	2,400	150	92	61
千葉	1,700	1,100	900	3,700	1,700	1,300	2,000	2,333	150	92	61
東京	1,600	1,000	800	3,400	1,600	1,200	2,000	2,267	150	92	61
神奈川	1,500	900	700	3,100	1,500	1,100	2,000	2,200	150	92	61
新潟	1,400	800	600	2,800	1,400	1,000	2,000	2,133	150	92	61
石川	1,300	700	500	2,500	1,300	900	2,000	2,067	150	92	61
福井	1,200	600	400	2,200	1,200	800	2,000	1,933	150	92	61
山梨	1,100	500	300	1,900	1,100	700	2,000	1,867	150	92	61
長野	1,000	400	200	1,600	1,000	600	2,000	1,800	150	92	61
岐阜	900	300	100	1,300	900	500	2,000	1,733	150	92	61
静岡	800	200	100	1,100	800	400	2,000	1,600	150	92	61
愛知	700	100	100	900	700	300	2,000	1,500	150	92	61
三重	600	100	100	800	600	200	2,000	1,400	150	92	61
滋賀	500	100	100	700	500	200	2,000	1,300	150	92	61
京都	400	100	100	600	400	200	2,000	1,200	150	92	61
大阪	300	100	100	500	300	200	2,000	1,100	150	92	61
京都府	200	100	100	400	200	200	2,000	1,000	150	92	61
大阪府	100	100	100	300	100	200	2,000	900	150	92	61
計	21,200	15,500	20,000	56,700	21,200	15,500	20,000	18,900	4,000	2,500	71



(四) 賣 藥 業 者

(イ) 賣藥製造營業者

昭和十一年末現在の賣藥製造營業者總數は四二、七〇〇人にして、之れを地方別に觀れば最も多きは東京府七、一九二人にして大阪府三、八四九人之れに次ぎ、兵庫縣二、三四一人、廣島縣一、九八八人、富山縣一、七二一人等多きものに屬し、最も少數なるは沖繩縣の三一人にして青森縣一四〇人之れに次ぎ、岩手縣一八二人、秋田縣二三五人、山梨縣二五七人等少きものに屬して居る。

昭和十一年末現在賣藥製造免許方數は三七六、八一〇方にして、之れを地方別に觀れば最も多きは東京府六九、五三五方にして大阪府六二、〇三二方之れに次ぎ、其他愛知縣二五、四九四方、兵庫縣二一、五九〇方、富山縣一八、七二九方等多きものに屬し、最も少きは沖繩縣三五二方にして、岩手縣七〇二方之れに次ぎ、青森縣九一三方、山形縣九三二方等少きものに屬して居る。

昭和十一年中の製造高に付て觀れば、其の總額九三、九六九、二一六圓にして人口一人當り一圓三二に當り、前年に比し總額に於て四、三九八、八六七圓、一人當りに於て三錢増して居る。製造高を地方別に觀れば、大阪府最も多く二二、四六二、七一六圓にして富山縣一七、八〇四、五八一圓、奈良縣一三、三四九、八七六圓、東京府一〇、九八〇、九一〇圓、滋賀縣五、五四六、五四一圓、京都府三、二三八、八一二圓等之れに次ぎ最も少きは岩手縣一六、七七二圓である。

右の外昭和十一年に於て輸移入せられたる賣藥免許方數は一九三方にして、其の額五六七、五七六圓である。

最近六ヶ年間に於ける製造及輸移入方數並其の金額左の如くである。

年次	内地製造		輸移入	
	方數	金額	方數	金額
昭和六年	二五三、七五四 <sup>方</sup>	九〇、六二一、七一六 <sup>円</sup>	一六四 <sup>方</sup>	三七四、五五七 <sup>円</sup>
昭和七年	二六八、四四一	七九、〇三八、八五五	一八五	一、八九七、五五一
昭和八年	二八三、三〇〇	八一、〇八〇、五九八	一七五	五四六、五九〇
昭和九年	三〇九、〇五七	八四、九五五、四五八	二〇三	五二二、九一九
昭和十年	三二五、六五〇	八九、五七〇、三四九	二〇一	七七七、八六三
昭和十一年	三七六、八一〇	九三、九六九、二一六	一九三	五六七、五七六

(ロ) 賣藥請賣業者數及賣藥行商者數

賣藥請賣業者數は昭和十一年末現在に於て二三三、〇九五にして、之れを地方別に見れば東京府最も多く二四、八五六人、北海道一五、二七五人、愛知縣一五、一九七人、大阪府一三、三二六人等之れに次ぎ、最も少きは鳥取縣一、〇三八人である。又賣藥行商者數は昭和十一年末現在に於て一六一、三〇七にして、地方別に之れを見れば、大阪府最も多く六〇、九七四人、奈良縣一六、五四五人、富山縣一一、〇八八人、香川縣七、六九五、新潟縣五、〇六〇人之れに次ぎ、鳥取縣二〇三人最も少い。

地方別賣藥營業者及製造高調 (昭和十一年末現在)

道府縣別	製造營業者	輸入營業者	賣藥請賣營業者	賣藥行商者	製造及輸入免許方數	製造及移輸入額
北海道	六七五	一	一五、二七五	三、六二四	六、九九七	三五〇、六九〇
青森道	一四〇		一、六一九	三七四	九一三	七七、六五六
岩手道	一八二		二、二五九	七三五	七〇二	一六、七七二
宮城道	三三八		三、三九三	七六七	一、一四三	一〇四、八七八
秋田道	二三五		二、二四八	一、一八四	一、〇四九	八四、七五九
山形道	三三四		二、三二〇	二、三六	九三二	二七、九二五
福島道	五七五		五、一三九	一、五二四	二、二一五	一〇五、九九六
茨城道	四九二		三、六三三	一、〇四八	二、〇九四	一九一、九六一
栃木道	四〇三		二、三八九	四七四	一、八八五	一二八、一四一
群馬道	三六四		四、〇八二	一、四四六	一、九七二	五八五、五六六
千葉道	四九六		五、八三七	七八一	三、五八七	一二四、五二八
東京都	六六八		五、三八六	四二五	二、九四五	一八二、九七三
神奈川道	七、一九二		二四、八五六	二、八三一	六九、五三五	一〇、九八〇
新潟道	六五一	七六	二、九二九	二六三	四、五三九	五〇、八三〇
富山道	六五七		七、四二三	五、〇六〇	二、四六八	四、五〇〇
石川道	一、七一		一、九二二	一、〇八八	一、八七二	一七、八〇四
福井道	四八七		三、一七六	一、〇二九	二、四五四	一七八、五八三
山梨道	三五三		一、五七八	四二六	二、〇九九	一九八、七三一
長野道	二五七		一、二二六	八七	一、三五二	五三、四三一

道府縣別	製造營業者	輸入營業者	賣藥請賣營業者	賣藥行商者	製造及輸入免許方數	製造及移輸入額
岐阜道	八四七		三、三三八	二九五	四、七六七	一〇一、四三三
靜岡道	五五五		五、五〇四	一、七一四	四、一〇二	四五二、八二〇
愛知縣	七一四		六、九七〇	五七三	九、八六八	二〇九、六六五
三河縣	九四一		一五、一九七	四、三六一	二五、四九四	一、六七四、九二三
滋賀縣	五二六		三、四五〇	三、二八五	五、一八三	五、五四六、五四一
京都府	一、〇〇三		四、七八一	六七六	一四、一四二	三、三三八、八一二
大阪府	三、八四九		一三、三二六	六〇、九七四	六二、〇三二	二二、四六二、七二七
兵庫縣	二、三四一		九、三七五	一、〇三三	二一、五九〇	一、二九三、四九四
奈良縣	九六九		一、六三〇	一六、五四五	一二、四六三	一三、三四九、八七六
和歌山縣	六六二		四、七〇〇	一、二六四	七、四六三	二九二、八五一
鳥取縣	二六七		一、〇三八	二〇三	一、八三二	七六、一三九
島根縣	三四一		三、九七七	一、〇九六	一、九六六	一一二、八三六
岡山縣	七七一		三、一〇七	一、一〇七	六、七〇一	四〇五、九二〇
廣島縣	一、九八八		六、七二六	三、六三五	一一、一四六	一、五八二、三五〇
山形縣	六五五		五、七九四	一、九五二	五、八二五	二六八、四八八
徳島縣	五一六		三、二二四	一、一五九	三、〇〇五	二九四、三四六
香川縣	五〇二		二、四二八	七、六九五	四、三二七	九七八、三五九
愛媛縣	四一七		四、五四四	七〇六	二、七一三	四七九、九七六
高松縣	五二九		二、六三七	七九二	四、六二七	一九一、八六五
福岡縣	一、四〇七		八、八四五	一、八三三	八、二九八	一、三五六、四五四
佐賀縣	九七七		三、二一三	六、二七四	四、二三八	二、八九一、三二七
長門縣	七九四		二、一九〇	一、〇三五	三、九六一	七五〇、三九五

道府縣別	製造營業者	輸移入營業者	賣藥請賣營業者	賣藥行商者	製造及輸移入免許方數	製造及移輸入額
熊本	一、四五〇	—	三、二九五	二、七三一	六、一〇六	五五六、二四八
大分	五二六	—	三、七九六	一、五九八	一、八四一	三六五、六九五
宮崎	三〇一	—	二、四三〇	八九〇	一、七八〇	三〇、六〇〇
鹿兒島	九三〇	—	四、五六五	二、三二九	四、五五七	一四〇、八二五
沖繩	三一	四	一、九三九	一、二五二	* 三五二	* 五〇、二四八
計	四二、七〇〇	四三	二三三、〇九五	一六一、三〇七	* 三七六、八一〇	* 九三、九六九、二一六

備考 一、表中\*印を附したるものは輸移入に係るものである。

二、表中賣藥請賣營業者數及賣藥行商者數の例年に比し著しく減少したるは賣藥請賣營業並賣藥行商に關し從來の届出制を許可制に改めたるによる。

(五) 産 婆

(イ) 市町村別分布

昭和十一年末現在に於て産婆數は六〇、九六七人にして人口一萬人に付八・六となつて居る。之れを昭和十年末に於て市町村別に觀察すれば市には約半數の二五、九八一人在住し人口一萬人に對する割合一・五に當り、町在住二二、八三三人人口一萬人に付九・二に當り、村在住二〇、七四六人口一萬人に付六・三に當つてゐる。

昭和五年に於ける状態と比較表示すれば左の如くである。

年次	人 員			人口一萬人に付産婆數		
	市	町	村	市	町	村
昭和五年	一七、六二三	一四、二二二	一八、五六七	一一・四	九・一	五・五
昭和十年	二九、九八一	一二、八三三	二〇、七四六	一一・五	九・二	六・三
						平均
						七・八
						八・六

(ロ) 道府縣別分布及産婆の在住せざる町村

産婆の分布状況を人口一萬人に對する割合を以て道府縣別に觀察すれば最も多きは東京府一一・七一にして大阪府一一・六四、和歌山縣一一・五八之れに次ぎ、最も少きは沖繩縣三・〇五にして、山梨縣四・二四、栃木縣四・九五之れに次ぐ。更に市町村に分けて觀れば多少其の趣を異にし市に於ては岩手縣二〇・九六最も多く、宮城縣一九・八八、徳島縣一五・九七之れに次ぎ、最も少きは富山縣五・五五にして、山口縣七・二三、栃木縣七・二八、石川縣七・四五之れに次ぐ。町に於て最も多きは和歌山縣一二・六一にして、滋賀縣一二・一五、青森縣一二・〇五之れに次ぎ最も少きは沖繩縣四・〇一にして山口縣及山梨縣五・四九之れに次ぎ、又村に於て最も多きは大阪府一一・四九にして熊本縣一〇・九六、三重縣一〇・五二之れに次ぎ、最も少きは沖繩縣一・九五にして山梨縣二・六九、栃木縣三・五三之れに次ぐ。

産婆の在住せざる町村數は昭和九年三月末現在に於て二、三五二にして町村數の約二割に當つてゐる。

道府縣及市町村別産婆數 (昭和十年末現在)

道府縣別	市	町	村	計	市	町	村	平均	町村數	缺如町村	割合
岐	1,277	3,011	3,677	8,555	9,268	8,555	5,566	6,998	35	5	0.10
靜	1,568	4,066	4,899	10,533	11,277	8,200	4,899	7,554	35	6	0.13
愛	1,488	6,000	5,511	12,999	11,277	7,233	7,333	8,599	33	1	0.03
三	2,222	2,222	7,556	11,999	11,277	10,999	10,755	9,144	32	1	0.03
滋	999	1,800	3,333	5,999	10,833	9,333	7,999	9,333	31	1	0.03
京	3,777	2,222	7,556	13,555	11,277	11,277	11,277	11,277	28	1	0.03
大	3,777	2,222	7,556	13,555	11,277	11,277	11,277	11,277	28	1	0.03
兵	1,999	4,555	9,999	16,553	11,277	10,633	7,999	11,666	28	2	0.07
奈	1,999	4,555	9,999	16,553	11,277	10,633	7,999	11,666	28	2	0.07
和	777	1,999	3,777	6,553	11,277	9,999	9,999	10,444	27	0	0.00
鳥	1,999	4,555	9,999	16,553	11,277	10,633	7,999	11,666	27	0	0.00
鳥	1,999	4,555	9,999	16,553	11,277	10,633	7,999	11,666	27	0	0.00
廣	1,999	4,555	9,999	16,553	11,277	10,633	7,999	11,666	27	0	0.00
岡	1,999	4,555	9,999	16,553	11,277	10,633	7,999	11,666	27	0	0.00
山	1,999	4,555	9,999	16,553	11,277	10,633	7,999	11,666	27	0	0.00
德	1,999	4,555	9,999	16,553	11,277	10,633	7,999	11,666	27	0	0.00
香	1,999	4,555	9,999	16,553	11,277	10,633	7,999	11,666	27	0	0.00
愛	1,999	4,555	9,999	16,553	11,277	10,633	7,999	11,666	27	0	0.00
高	1,999	4,555	9,999	16,553	11,277	10,633	7,999	11,666	27	0	0.00
福	1,999	4,555	9,999	16,553	11,277	10,633	7,999	11,666	27	0	0.00
佐	1,999	4,555	9,999	16,553	11,277	10,633	7,999	11,666	27	0	0.00
長	1,999	4,555	9,999	16,553	11,277	10,633	7,999	11,666	27	0	0.00
熊	1,999	4,555	9,999	16,553	11,277	10,633	7,999	11,666	27	0	0.00

道府縣別	市	町	村	計	市	町	村	平均	町村數	缺如町村	割合
北海道	9,555	5,555	8,888	23,998	21,268	7,233	5,555	7,611	267	2	0.05
青森	2,555	3,011	4,222	9,788	11,277	11,277	7,077	9,155	164	9	0.05
岩手	1,555	2,222	3,333	7,110	11,277	11,277	6,666	6,711	136	9	0.06
宮城	5,000	3,333	4,444	12,777	11,277	11,277	6,666	10,333	100	6	0.06
秋田	3,999	2,222	3,333	9,554	11,277	11,277	6,666	9,666	134	2	0.02
山形	2,999	3,333	4,444	10,776	11,277	11,277	6,666	9,666	134	2	0.02
福島	2,999	3,333	4,444	10,776	11,277	11,277	6,666	9,666	134	2	0.02
茨城	2,999	3,333	4,444	10,776	11,277	11,277	6,666	9,666	134	2	0.02
栃木	2,999	3,333	4,444	10,776	11,277	11,277	6,666	9,666	134	2	0.02
群馬	2,999	3,333	4,444	10,776	11,277	11,277	6,666	9,666	134	2	0.02
埼玉	2,999	3,333	4,444	10,776	11,277	11,277	6,666	9,666	134	2	0.02
千葉	2,999	3,333	4,444	10,776	11,277	11,277	6,666	9,666	134	2	0.02
東	2,999	3,333	4,444	10,776	11,277	11,277	6,666	9,666	134	2	0.02
神奈	2,999	3,333	4,444	10,776	11,277	11,277	6,666	9,666	134	2	0.02
新	2,999	3,333	4,444	10,776	11,277	11,277	6,666	9,666	134	2	0.02
富	2,999	3,333	4,444	10,776	11,277	11,277	6,666	9,666	134	2	0.02
石	2,999	3,333	4,444	10,776	11,277	11,277	6,666	9,666	134	2	0.02
福	2,999	3,333	4,444	10,776	11,277	11,277	6,666	9,666	134	2	0.02
山	2,999	3,333	4,444	10,776	11,277	11,277	6,666	9,666	134	2	0.02
長	2,999	3,333	4,444	10,776	11,277	11,277	6,666	9,666	134	2	0.02

# 第三部 醫療費に関する資料

道府縣別	人員				人口一萬人ニ付産婆數				町村數	缺如町村	割合
	市	町	村	計	市	町	村	平均			
大分	一七人	三九人	二六人	六二人	二〇・七	二〇・二	四・四	六・八	二五	六	・七
宮崎	一六	一六	三三	六六	二〇・七	七・九	七・一	八・〇	九	七	・六
鹿兒島	二七	六七	五九	一四三	一五・八	九・七	六・八	九・〇	一三	一四	・〇
沖繩	九	五	八	二二	八・六	四・〇	一・九	三・〇	五	一九	・三
計	五九	一三三	一〇七	二九九	二・五	九・七	六・五	八・六	二四	二五	・三

### 第三 醫療費に關する資料

#### 一、はしがき

疾病に罹り又は負傷したる時精神的、肉體的苦痛の外切實に感ぜられるのは醫療の爲の經濟的苦痛である。而して醫療費の問題は一時に多額の失費を特定の個人が自ら負擔しなければならぬ點に存するのであつて、後述の如く醫療費が生計費の一割以上に達する世帯が相當の數に上る事は輕視する事の出来ない事實で、殊に病臥の結果収入の途を斷られた場合には一家の經濟的破綻をも來すのであつて、既述の如く統計は貧困となる原因として醫療費の負擔過大が重大なる地位を占めてゐる事を如實に示してゐる。

斯くの如く重大なる意義を有する醫療費に關しては、眞に醫療費調査の目的を以て實施せられたる調査なく、主として生計調査に附隨して調査せらるゝに止る。従つて各調査は夫々其の對象を異にし調査の内容時期方法等必しも一致し居らざる爲其の結果又區々たるを免れぬのであるが醫療費の概況を知るため主なる調査に付説明すれば次の如くである。

#### 二、平均醫療費

總括表

種別	農 村 居 住 者		都 會		種別	平均世帯費 円	平均個人費 円	調査者	摘 要
	種別	平均費	種別	平均費					
醫師居住町村	醫師ナキ町村	平均	農	健康保險課職員	醫師居住町村	414	360	衛生局	農村保健衛生實地調査成績 (大正十年乃至大正十三年ノ間ニ於テ二十三ヶ町村ニ付調査)
一般	一般	一般	農	健康保險課職員	一般	433	391	衛生局	農村保健衛生實地調査成績 (大正十年乃至大正十三年ノ間ニ於テ二十三ヶ町村ニ付調査)
小作農	自作農	平均	農	健康保險課職員	小作農	290	286	社會局	農村保健衛生實地調査成績 (大正十年乃至大正十三年ノ間ニ於テ二十三ヶ町村ニ付調査)
自作農	平均	平均	農	健康保險課職員	自作農	393	377	社會局	農村保健衛生實地調査成績 (大正十年乃至大正十三年ノ間ニ於テ二十三ヶ町村ニ付調査)
一般	一般	平均	農	健康保險課職員	一般	368	368	社會局	農村保健衛生實地調査成績 (大正十年乃至大正十三年ノ間ニ於テ二十三ヶ町村ニ付調査)
官吏	銀行職員	平均	官	健康保險課職員	官吏	165	165	社會局	國民健康保險類似組合ノ成績 (昭和十一年度)
社會事業従事者	社會事業従事者	平均	官	健康保險課職員	社會事業従事者	139	139	社會局	國民健康保險類似組合ノ成績 (昭和十一年度)
警部補、巡查及消防手	警部補、巡查及消防手	平均	官	健康保險課職員	警部補、巡查及消防手	134	134	社會局	國民健康保險類似組合ノ成績 (昭和十一年度)
一般	一般	平均	官	健康保險課職員	一般	113	113	社會局	國民健康保險類似組合ノ成績 (昭和十一年度)
勞働者	勞働者	平均	官	健康保險課職員	勞働者	107	107	社會局	國民健康保險類似組合ノ成績 (昭和十一年度)

醫師ノ所得ヨリ見た ル醫療費	地 居 住 者		種別	平均費	調査者	摘 要
	種別	平均費				
同	同	同	一般	350	京都市醫師會	京都市在住醫師ニ付調査 (自昭和四年至昭和八年平均)
一	一	一	一般	326	社會局	名古屋稅務監督局管内 (昭和三年分)
健康保險被保險者	健康保險被保險者	健康保險被保險者	政府組合	838	社會局	昭和三十年年度
同	同	同	政府組合	781	社會局	職工生計調査 (大正十二年二月分及三月分)
一	一	一	一般	877	內閣統計局	家計調査 (自昭和六年九月至昭和十一年八月五ヶ年平均)
官吏	官吏	官吏	一般	266	社會局	埼玉縣廳員共濟組合 (昭和十一年度)
社會事業従事者	社會事業従事者	社會事業従事者	一般	104	警察共濟組合	警察共濟組合事業年報 (自昭和元年度至昭和十年度平均)
警部補、巡查及消防手	警部補、巡查及消防手	警部補、巡查及消防手	一般	542	社會局	社會事業協會共濟部成績 (自昭和九年十月至昭和十二年十月三ヶ年平均)
一般	一般	一般	一般	977	協調會	生計調査 (自大正十年六月至大正十一年五月一ヶ年平均)

(一) 農村居住者の醫療費

農村居住者の醫療費調査は(一)大正十年乃至大正十三年の間に於て二十三ヶ町村に付、衛生局に於て爲せる農村保健衛生實地調査成績の結果、(二)昭和八年愛知縣管内四十三ヶ町村の經濟更生計畫書に基き調査せ

る結果、(三)農林省の調査に依る農家經濟調査中<sup>自昭和六年至昭和九年</sup>四ヶ年間の実績に基く結果等を擧ぐる事を得。其の結果に依れば(一)の調査に於ては一人當年三・九一、(二)の調査に於ては一人當四・二二、一世帶當二二・六八、(三)の調査に於ては一人當三・八六、一世帶當二四・三六にして大體に於て農村居住者の醫療費は一世帶當り二十三、四圓程度となつてゐる。

猶ほ以上の他に國民健康保險類似組合の実績に依れば各組合に依り差異あるも大體に於て一世帶當は二十圓以下にして一人當は三圓以下である。

(a) 農村保健衛生實地調査成績に依る結果

村名	人口	醫藥費	賣藥費	計	醫藥費一人當年額	賣藥費一人當年額	計	備考
島根縣三谷村	七四八	一、一七九・七〇	七三二・一五	一、九五一・八五	一・六五	一・〇八	二・七三	大正十年度
岡山縣吉岡村	一、〇三三	一、四九六・〇〇	二、四二一・〇〇	一、七四一・〇〇	一・三七	・三三	一・五九	同
鹿兒島縣佐志村	二、一四三	二、一四四・九五	一、七六六・七四	二、九二一・六九	五・二〇	・八二	六・〇三	同
福岡縣吉谷村	一、八〇八	五、九六六・〇〇	六、〇〇〇・〇〇	六、六六六・〇〇	三・三三	・三六	三・七〇	同
熊本縣小田村	一、三三九	三、八五三・五〇	四、一八七・〇〇	四、二七二・二〇	二・九〇	・三三	三・二三	同
愛媛縣多田村	二、三三七	一〇、九〇三・〇五	二、〇〇七・〇一	二、九一〇・〇六	四・五七	・八四	五・四一	同
福井縣耳村	四、四七三	一六、七五七・〇五	六、四九八・二六	三三、二五五・三一	三・七五	一・四五	五・二〇	大正十二年度
東京府戸倉村	一、三三一	一、三三五・八五	八六七・九〇	二、一〇三・七五	・九三	・六五	一・五八	大正十三年度
福井縣磯部村	二、三二〇	一、一六七・一〇	三、一〇七・五〇	一、四七四・六〇	四・〇一	一・〇七	五・〇八	大正十二年度

村名	人口	醫藥費	賣藥費	計	醫藥費一人當年額	賣藥費一人當年額	計	備考
埼玉縣持田村	一、八一三	四、六六九・四〇	八三六・〇八	五、五〇五・四八	二・五八	・四六	三・〇四	大正十一年度
同 尾間木村	一、六三三	四、六五七・五三	九七六・一三	五、六三三・六六	一・七八	・三七	二・一五	同
福井縣天津村	三、一八九	一一、一三四・六〇	二、八四八・八〇	一三、九八三・四〇	三・四九	・八九	四・三八	大正十年度
計(平均)	二、五八二	八、六七三・七三	二、一〇一・二七	一〇、五七五・〇〇	三・三三	・八三	四・一四	
鹿兒島縣笠利村	〇七〇	一、九〇・七〇	一三〇・四〇	三三一・一〇	二・五一	・二七	二・六八	大正十一年度
大阪府安威村	一、一〇六	二、八二八・三八	九八九・五八	三、八〇七・九六	二・七七	・九七	三・七四	大正十年度
高知縣弘岡上村	一、五八四	一、八四七・〇〇	四三三・〇〇	二、二八〇・〇〇	一・三三	・三二	一・六四	大正十年度
熊本縣瀧尾村	一、〇三八	三、八七一・〇八	七五一・六〇	四、六三二・六八	三・五三	・六八	四・二二	大正十二年度
愛媛縣三喜村	一、四二六	六、九二〇・五〇	一、一三六・五〇	八、〇五七・〇〇	四・八九	・八〇	五・六九	大正十一年度
茨城縣中村	二、五八八	四、九八八・九〇	一、〇七〇・五〇	六、〇五九・四〇	二・〇三	・四三	二・四五	同
愛知縣金澤村	〇七〇	二、九八九・六〇	五九〇・三五	三、五七九・九五	三・九三	・七八	四・七一	同
福島縣野尻村	一、七六七	四、〇七三・七〇	二、四一六・二二	六、四八九・九二	二・二八	一・三五	三・六三	同
石川縣中色知村	一、二九二	一〇、七〇七・三三	一、八三八・九三	一二、五九六・二六	八・三二	一・四三	九・七三	大正十二年度
福島縣中野村	九八五	三、〇三九・三三	八〇五・〇九	三、八四四・三二	三・〇九	・八二	三・九一	同
愛媛縣清水村	二、一八三	二、一四九・九〇	七八四・四〇	二、九三四・三〇	・九八	・三八	一・三六	大正九年度
計(平均)	一、五五六	四、三六九・二〇	一、〇九三・五六	五、四六二・七六	二・八八	・七三	三・六〇	
合計(平均)	四〇、九六七	一、二八、五六六・九二	三二、九七七・八三	一、六〇、五三四・七五	三・一一	・七八	三・九一	

本調査は醫師在住村一二ヶ町村、無醫村一ヶ村に付行はれたるものにして、醫師の在住せると否とに依



り多少其の結果を異にし、在住町村に於ては一人當四・一四なるに對し醫師なき町村に於ては三・六〇を示し其の平均は三・九一である。而して賣藥費は醫師の有無に關せず醫療費總額の約二割に當つてゐる。

(b) 愛知縣經濟更生計畫に依る結果

市町村別	世帯數	人口	醫療費	醫療費	
				一世帯當	人口一人當
瀬戸市	四一五	二〇、五八〇	九、六二六	三、二〇〇	四、六四
愛知郡鳴海町	二、一五七	一一、一七五	二五、六八五	一、一九一	二、二八
豊明村	一、二八四	七、〇二〇	二四、八三三	一九、三三	三、二六
東郷村	六、六六六	三、九四八	一五、六五五	三、八六	三、九七
日進村	一、五一一	八、三三七	二五、四四六	一六、八四	三、〇四
天白村	一、二九五	六、一三六	三七、一七九	三、一一	六、〇三
長久手村	九、九五六	四、九二〇	一八、四四二	一九、三三	三、七〇
幡豆村	六、三三〇	三、四〇五	一一、一六〇	一〇、一七	三、六八
東春日井郡味岡村	八、七〇七	四、〇七〇	一四、五九七	一八、〇九	三、五七
守山町	一、九三三	一〇、〇七〇	二一、七三六	一〇、九一	二、一七
旭野村	九、九七九	四、七四九	一三、九七四	一四、七二	二、九四
水野村	六、八一	三、五〇二	八、〇五〇	一八、二二	二、二九
丹羽郡衣袋町	一、三九五	七、〇三〇	一六、五九〇	一、一九八	二、二〇
大口村	一〇、一〇一	七、七九九	二八、〇八五	二一、五九	三、六〇
羽黒村	四、六六六	三、七七一	六、七五一	一四、四九	二、〇〇

池野村	一、五七七	八、五八	二、二〇〇	一四、一七	二、五九
犬山町	二、六一九	一三、四五三	一五、〇七〇	五、七六	一、二二
古知野町	二、三三三	一三、六四一	三三、二九一	一三、八三	二、三七
海部郡立田町	一、一〇一	五、九九二	二五、四六三	二五、一六	四、二五
知田郡岡田町	五、八八	三、四八九	六、四一三	一〇、九四	一、八四
三和村	九、二七	五、二九一	二七、四四〇	二九、九二	五、一九
碧海郡安城町	二、六五三	一三、三三二	八、二一五	三〇、九七	六、一四
高濱町	一、一七九	五、七六九	三四、八九六	二九、七〇	六、〇五
矢作町	一、四六五	八、四五五	四二、一三八	二八、七六	四、九八
依佐美町	一、六〇三	八、一九四	四六、九四八	二九、二九	五、七三
上郷村	一、三三〇	六、九三七	三三、〇二二	二四、六〇	四、三六
高岡村	一、六二四	八、九二〇	四八、九七八	三〇、一六	五、五〇
刈谷町	九、九三	五、二五六	三三、〇一五	三〇、三六	五、七四
幡豆郡平坂町	六、五〇	一、九六四	一七、三三六	二六、六七	八、八三
室場村	三、五六	二、〇九一	八、五九七	二四、一五	四、一一
額田郡常盤村	五、五三	三、一六二	一一、三三九	二〇、五三	三、五八
西加茂郡舉母村	一、二二二	六、八一九	三五、五一	二八、八〇	五、二二
石野村	五、九二	三、四八四	二二、四六九	三六、三三	六、一六
北設楽郡段嶺村	四、〇〇	二、三二六	一一、四五三	二八、九六	五、三八
木郷村	三、四七	一、九三〇	一五、六八八	四五、二二	八、一三
上津具村	二、六三	一、五八五	一〇、〇三八	三八、三二	六、三三
下津具村	三、五七	二、二二三	一三、〇九三	三六、六八	六、一七
稻橋及武節村	八、一九	四、六七五	二二、三八三	二八、五五	五、〇〇

市町村別	世帯数	人口	医療費	一世帯當	人口一人當
南設樂郡作手村	七六〇人	四,九三五	二六,八二六	三五・三〇	六・〇三
渥美郡二川町	一,一三四	三,二二五	五〇,〇三五	三五・三〇	一・二四五
赤羽振村	九三九	五,〇九二	三三,〇三五	三五・四六	四・三七
福江町	一,五〇九	九,三八八	五四,一六三	三五・八九	五・七七
入名郡入名村	九七六	五,七四〇	一九,九六七	二〇・四六	三・四八
計	四五,六四五	二四五,四一八	一,〇三三,一四九	三三・六八	四・三三

本調査は昭和八年愛知縣管内の四十三ヶ町村の農村經濟更生計畫書に基き社會局に於て作成せるものにして一世帯當二二・六八、一人當四・二二である。

一世帯當醫療費を各町村別に觀察すれば、三十圓以上のもの十一ヶ町村、二十圓以上のもの十八ヶ町村二十圓未満のもの十四ヶ町村にして、一人當醫療費に付ては五圓以上のもの十八ヶ町村、四圓以上のもの七ヶ町村、三圓以上のもの九ヶ町村、三圓未満のもの九ヶ町村である。

(c) 農家經濟調査の結果

種別	小作農		自作農		平均	
	一戸當	一人當	一戸當	一人當	一戸當	一人當
醫師ニ支拂ヒタル額	一〇・八六	一・七三	一五・二七	二・四四	一八・八八	二・九八
齒科醫師ニ支拂ヒタル額	・七七	・二二	一・三六	・三三	一・七六	・二八
賣藥購入ニ要シタル額	四・一三	・六五	四・六〇	・七四	四・一三	・六五
滋養品購入ニ要シタル額	・八六	・一四	一・一四	・三〇	一・八三	・二九
醫療器具材料購入費	・三三	・〇五	・三六	・〇六	・五四	・〇九
看護婦及附添人ニ要シタル額	・三〇	—	・一六	・〇三	一・〇八	・一七
按摩針灸マッサージ等ニ要シタル額	・四五	・〇七	・四〇	・〇六	・三〇	・〇五
保養ヲ目的トスル湯治費	・四五	・〇八	・五四	・〇八	・九七	・一五
其他	・四五	・〇七	・六四	・一〇	・七三	・一一
計	一八・三三	二・九〇	二四・五七	三・九三	三〇・三三	四・七七
内家出	九〇・五三	一四・九二	九六・六三	一五・〇〇	九六・六六	一五・七一
保健衛生費	四七・一〇	七四・六六	五六・六九	九・三三	六九・〇三	九八・二〇
計	三三・九九	三・七九	二九・〇八	四・七〇	三四・三四	五・四四

本調査は農林省に於て繼續調査中の農家經濟調査の結果中自昭和六年至昭和九年四ヶ年間の実績に基き小作農、自作農自作農の別に依り社會局に於て作成せるものにして、自作農一世帯當三〇・二三(一人當四・七七)最も多く、自作農一世帯當二四・五七(一人當三・九三)小作農一世帯當一八・三三(一人當二・九〇)にして平均一世帯當二四・三六(一人當三・八六)となつてゐる。

右の内賣藥費は大體に於て一世帯平均四圓程度を支出してゐる。之れを自作農、自作農、小作農の別に其の各の醫療費總額に對する割合を見れば小作農二二%最も多く、自作農一九%、自作農一四%の順であ

る。

次に家計費に對する割合を見るに自作農及自小作農は共に四・四、小作農は三・九にして平均四・四である。

更に昭和八年度分に付調査戸數を醫療費の家計費に對する割合の別に分類すれば「二%以上三%未満」に當るもの最も多きを占めてゐる。

猶前記の割合一割以上に當るものを抽出し觀察すれば、小作農に於ては二七%のもの一戸、「一五%以上二〇%未満」のもの二戸、「一〇%以上一五%未満」のもの四戸、合計七戸ありて調査數の七%に當り、自小作農に於ては五八%のものを最高とし「二〇%以上一五%未満」三戸、「一五%以上二〇%未満」のもの二戸、「二〇%以上」のもの三戸(五八%、三八%、二三%のもの各一戸)合計八戸ありて調査戸數の八%に當り、自作農に於ては三三%のものを最高とし「一〇%以上一五%未満」のもの一〇戸、「一五%以上二〇%未満」のもの一戸、「二〇%以上」のもの三戸(内三三%一戸、二二%二戸である)合計一四戸ありて調査戸數の一四%に當つてゐる。

醫療費の家計費に對する割合別の戸數

醫療費ノ生計費ニ對スル割合	小作農		自小作農		自作農		合計
	戸數	合計	戸數	合計	戸數	合計	
一〇%以上	一	一七九	一	一七	一	一七	三
一〇%以上二〇%未満	二	二〇	二	二〇	二	二〇	四
一〇%以上一五%未満	三	一六	三	一六	三	一六	五
一〇%以上一〇%未満	四	一一	四	一一	四	一一	三
一〇%以上五%未満	五	一〇	五	一〇	五	一〇	三
一〇%以上	七	一一	七	一一	七	一一	二
計	二〇	一〇七	二〇	一〇七	二〇	一〇七	三〇

猶醫療費別に觀察すれば左の如くである。

醫療費類別戸數

醫療費類別	自作農		自小作農		小作農	
	戸數	合計	戸數	合計	戸數	合計
五 四 未 滿	一	三〇・九四	一	五三・五八	二	五四・五五
一 〇 未 滿	二	一八三・三八	二	一二〇・三五	二	一六四・七三
二 〇 未 滿	三	三二二・六二	三	四二六・八一	二	三七二・六〇
三 〇 未 滿	四	二八二・九八	四	三八六・三五	一	三八三・八九
計	一〇	一〇〇〇	一〇	一〇〇〇	一〇	一〇〇〇

診療費類別	自作農		自小作農		小作農	
	戸数	診療費合計	戸数	診療費合計	戸数	診療費合計
四〇 同未滿	六	二〇二・一二	七	二四〇・一三	八	二六三・一五
五〇 同未滿	八	三四八・二六	三	一四〇・五九	四	一七八・四七
六〇 同未滿	三	一五四・七五	六	三二七・二〇	四	二二六・五九
七〇 同未滿	一	六四・四四	二	一二九・三一	一	六二・八三
八〇 同未滿	一	三八四・九六	二	一五二・八七	一	一
九〇 同未滿	一	八一・二七	一	九〇・一六	一	九三・六五
一〇〇 同未滿	一	一、三九四・九八	一	一、〇三・八九	二	二七四・二九
計	一〇五	三、四五〇・七〇	一〇七	三、一七一・二四	一〇三	二、〇七四・七五

備考 一、昭和八年度農林省農家經濟調査に依る。

二、本表の診療費中には醫師、齒科醫師に支拂へる額、賣藥、滋養品、醫療器具等の購入費、看護婦、附添人の費用、按摩、針灸マツサージ、保養を目的とす湯治に要したる費用を含む。

(d) 國民健康保險類似組合の成績

組合名	組合名		組合名	
	一世帯當	一人當	一世帯當	一人當
越ヶ谷順正會	一五・九一	二・七一	角川村保健組合	一二・〇五
大森隣保事業組合	一四・四八	三・三九	八幡村保健組合	一五・九〇

組合名	組合名		組合名	
	一世帯當	一人當	一世帯當	一人當
形埜村隣保事業組合	八・六八	一・六五	河内村保健組合	一一・三三
一宮村隣保事業組合	一〇・三一	一・七五	中村保健組合	一四・六四
藤岡村隣保事業組合	一一・七〇	二・一三	城山保健組合	二〇・一五
大湫村濟生保險組合	一五・六一	三・一五		三・三四

備考 本表は昭和十一年度所要診療費に付作成せるものとす。

診療費は給付の範圍一部負擔の割合等に依り異なるも右に依れば一世帯當診療費は城山保健組合の二十圓を最高とし他は大體十六圓以下にして、一人當診療費は二圓乃至三圓程度である。

次に一人當り診療費を越ヶ谷順正會員に付き調査したる結果に依り年齢階級別に觀れば「五歳迄」のもの五六點最も高く、「二一―二五歳」のもの四五點、「二六―三〇歳」のもの三五點此れに次ぎ最も低きは「二一―二五歳」のもの一〇點にして「二六―二〇歳」のもの一二點、「五一―六〇歳」のもの一五點、「六一―七〇歳」のもの一六點等低き方に屬す。

年齢階級別診療費

年齢階級	平均		年齢階級	平均	
	男	女		男	女
五歳迄	六二點	四九點	一六―二〇歳	一五點	一〇點
六―一〇歳	二七點	一二點	二一―二五歳	七四點	二四點
一―一五歳	一一點	七點	二六―三〇歳	二八點	四一點